

[事案 2022-90] 損害賠償請求

・令和4年12月21日 和解成立

<事案の概要>

募集人らの不適切な行為を理由に、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

新型コロナウイルス感染症に感染したため、平成24年9月に契約した組立型保険にもとづき給付金を受け取ったが、以下の理由により、精神的苦痛に対する慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 募集人 A および募集人 B が、母の友人宅へ既契約者フォロー活動に行った際に、自分が新型コロナウイルス感染症に感染したことを話し、個人情報を漏洩した。また、母の友人は、自分と自分の子どもが新型コロナウイルス感染症に感染し給付金を受領したことを、母も参加する老人会で話し、母はいたたまれない気持ちになった。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した頃は、感染したら悪人扱いされ、世の中の敵とされるような時期であり、非常に辛い思いをした。
- (3) 事実確認を行った際、募集人 A は、「そんなこと言うわけない、守秘義務があるのに言うはずがない」と虚偽の発言をして自分を丸め込もうとした。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人と家族に精神的なダメージを与えてしまったことについてお詫びしたい。

- (1) 募集人 A および募集人 B が、既契約者フォロー活動のため、申立人母の友人宅を訪問し、新型コロナウイルス感染症の話題になり、申立人が新型コロナウイルス感染症に感染したこと、および給付金を受け取ったことを話した。
- (2) 申立人が新型コロナウイルス感染症に感染し給付金を受け取ったことは、申立人にとって他人に知られたくない事実であり、募集人 A および募集人 B の行動に弁解の余地はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人 A に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人らの不適切な行為が認められたことから、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) プライバシー権は、他人に知られたくない私生活上の事実または情報をみだりに公表されない法的利益であるところ、病歴はプライバシー情報の中でも秘匿性が高い情報であり、一般に第三者に知られたくない私生活上の事実または情報にあたる。募集人 A および募集人 B は、申立人が新型コロナウイルス感染症に感染したこと、および給付金を受領したことを第三者に話しており、その行為は申立人のプライバシー権を侵害するものと認められる。
- (2) 募集人 A および募集人 B が、申立人のプライバシー情報を申立人母の友人に対して公表する理由や必要性は認められない。

(3) 申立人の主張・陳述によれば、新型コロナウイルス感染症に感染したことにより職場の保育園が休園となるなど、申立人は自責の念にとらわれており、新型コロナウイルス感染症に感染したことをごく限られた関係者以外には、秘密にしていた。